

供覧

鳥取縣公報

規則

鳥取縣規則第四十四号

鳥取縣水産製品検査條例に基き鳥取縣水産製品検査條例施行規則を次のように定める。

昭和二十五年七月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣水産製品検査條例施行規則

(通則)

第一條 本縣の水産製品検査については昭和二十五年四月鳥取縣條例第二十号鳥取縣水産製品検査條例(以下條例という)による外この規則の定めるところによる。(証票等の様式並びに表示方法)

第二條 條例第四條第二項の規定により検査を行つた場合貼附する証票等の様式は別記第一号様式乃至第七号

昭和 十五年 七月 七日 金 曜 日
第 二 千 百 二 十 三 号

本書ノ大キサハ圖ニ規格外五割

様式とし、次の各号によつて処理しなければならない。

一、魚類乾製品、乾えび

箱詰又はその他の容器で包装した場合は第一号様式の検査証票を縦繩に結附する。

紙袋入りのものは、袋の底部に第二号様式の検査印を押捺する。

右の外煮乾いわしは第四号様式の甲印を、その他のものには同号様式の乙印及び丙印を検査印に並べて押捺する。

二、魚類塩藏品

第一号様式の検査証票を容器の縦繩に結附し、第四号様式の丙印を検査印に並べて押捺する。

三、いか製品

するめ、のしするめは一束毎に第三号様式の(イ)の検査証紙を貼附し、荷造包装の場合は第一号の検査証

票を縦繩に結附する。

四、塩辛製品、ねり製品、水産物つげもの

第一号様式の検査証票を容器の縦繩に結附する。

五、水産物つくだに

第六号様式の検査証紙を容器に貼附し、荷造包装の場合には第一号様式の検査証票を縦繩に結附する。

六、海藻製品

第一号様式の検査証票を容器の縦繩に結附する。

右の外寒天原藻は第七号様式の等級印を包装に押捺する。

和布製品は第三号様式の(ロ)の検査証紙を一把ごとに貼附し、荷造包装の場合は第一号様式の検査証票を縦繩に結附する。

七、水産動物油

五ガロン缶の場合は第五号様式の缶蓋を封蠟し、下ラム缶の場合は第一号様式の検査証票を結附する。

八、水産肥飼料

第一号様式の検査証票を容器の縦繩に結附し第七号

様式の等級印を包装に押捺する。

(量目及び荷造標準)

第三條 條例第十條の規定による水産製品の量目及び荷造標準は別表(一)の通りとする。

(検査申請書)

第四條 條例第十一條の規定により検査を申請する場合の検査申請書の様式は別記第八号様式とする。

(包装材料の消印)

第五條 條例第十六條の規定による包装材料の消印は別記第九号様式とする。

(有効期間)

第六條 條例第十七條の規定による証票等の有効期間は別表(二)の通りとする。

(検査手数料)

第七條 條例第十八條の規定による検査手数料については次の各号により処理しなければならない。

一、検査手数料は、第十号様式の鳥取縣水産製品検査手数料証紙(以下証紙という。)を検査申請書に貼

付し、貼付しなければならない。

二、検査員は申請書を受理したときは、その当否を調査し、証紙に消印を施さなければならない。

三、既納の検査手数料は如何なる理由があつてもこれを還付しない。

四、き損し又は汚染した証紙はこれを使用することができない。

五、証紙の区分は次の九種とし賣捌所は別にこれを定める。

一錢証紙	地色	橙
五錢同	同	青
十錢同	同	赤
五十錢同	同	綠
一円同	同	紺
五円同	同	茶褐
十円同	同	桃
五十円同	同	黄
百円同	同	朱

六、賣捌人は所要証紙を第十一号様式の請求書により知事に請求し現金と引換にその交付を受けなければならない。

七、賣捌人に対しては証紙額面の百分の三に相当する額を賣捌手数料として交付する。

八、賣捌人は見易い場所に第十二号様式の標札を掲げなければならない。

(規格調査会)

第八條 條例第二十條の規定による鳥取縣水産製品規格調査会(以下調査会という。)は鳥取縣水産課内におく。

2 調査会に会長を置き会長は委員の互選による。

3 調査会の運営上必要な事項については会長がその都度これを定める。

附則

第九條 この規則は公布の日から施行し鳥取縣水産製品検査條例施行の日から適用する。

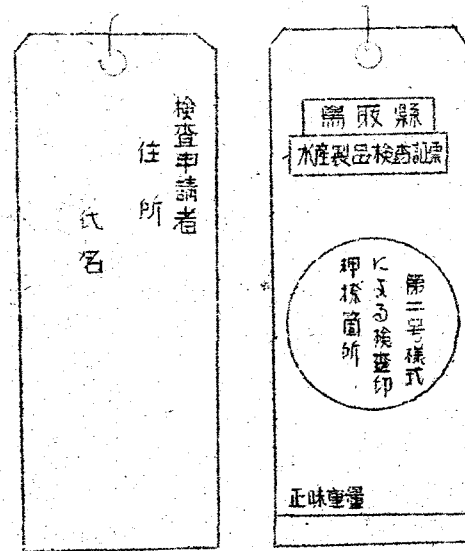
第十條 昭和二十四年二月鳥取縣規則第十一号鳥取縣水

産製品検査規則及び同年同月鳥取縣規則第十二号鳥取縣水産製品検査手数料規則は廃止する。

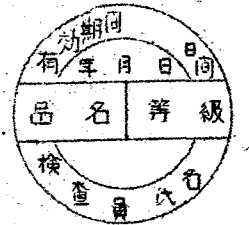
別記

第一号様式(厚質紙)検査証票

縦八、三纏 横六、三纏
文字は黒色とし表面下部は巾一纏の赤色帯を附す

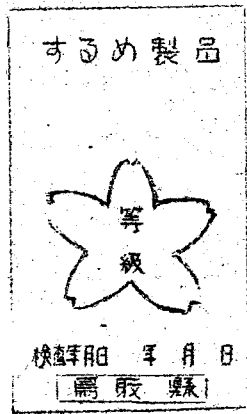


第二号様式(ゴム製)検査印



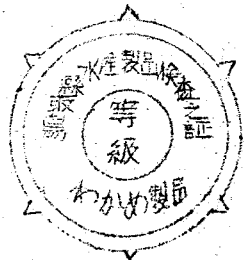
円の外径 四、三纏
同内径 二、五纏
文字は 紫色

第三号様式 検査証



一等 文字及びその枠は黒色とし紙色は赤
二等 同 同 櫻花内は白
三等 同 同
四等 同 同
縦 二、五纏
横 一、六纏
緑 青 紫
同 同 同

第四号様式(ゴム印)



一等 文字及び枠は黒色とし紙色は赤
二等 同 同
三等 同 同
青 紫

円の外径 三纏

甲印

大羽

中羽

小羽

チリメン

乙印

半乾

上乾

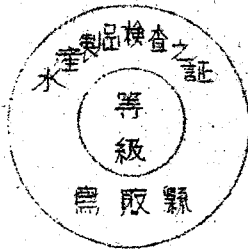
丙印

無頭

有頭

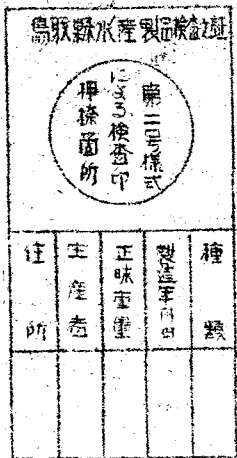
縦 三纏
横 一、五纏
文字は 紫色

第五号様式(罐蓋)



鋳力其他金属板を使用する
外円の径 五、一五纏
内円の径 三、二纏
文字は凸字

第六号様式



縦 十二纏
横 六纏
文字は黒色

00692

別表(一)

水産製品の検査単位、量目及び荷造の標準

製品の種類	容器の種類	単位	正味重量	荷	造
一、魚類乾製品	箱	一箱	一五匁(四貫)		
	紙袋	一袋	三、七五匁(二貫)	袋は糸をもつて締結する	
	その他	任	意		
二、魚類塩蔵品	箱	一箱	三〇匁(八貫)		
	同	同	一八、七五匁(五貫)		
	同	同	一五匁(四貫)		
	樽	一樽	同		
	箱	一箱	一八、七五匁(五貫)	蓋を釘付し嚴重に荷造する	するめは一番するめ、二番するめの種類別に撰別し一〇枚を一把としミミ繩又は長手をもつて緊束する。
三、いか製品	その他	任	意		
四、乾えび	箱	一箱	三〇匁(八貫)		
	同	同	一二匁(三、五貫)		
	同	同	三、七五匁(一貫)		
	その他	任	意		
五、塩辛製品	樽	一樽	一五匁(四貫)	蓋は釘付し嚴重に荷造する	

00693

六、水産物づくだに	その他	任	意	「ハترون紙」又は其の他強靱な防濕紙をもつて内容物を被覆する
	箱	一箱	三、七五匁(二貫)	
	同	同	五、六二五匁(一、五貫)	荷造は箱入とし中味の汚染を防止する
七、ねり製品	蒲鉾	一箇	二二五瓦(六〇匁)	
	焼竹輪	同	一一二、五瓦(三〇匁)	
	同	同	七五瓦(二〇匁)	
	蒸竹輪	同	一八七、五瓦(五〇匁)	
	油揚	同	七五瓦(二〇匁)	
八、水産物つけもの			二号に準ずる	中味の汚染を防止する
九、海藻製品	加工昆布	箱	一箱 三、七五匁(二貫)	
	同	同	一八、七五匁(五貫)	
	同	同	同	
	その他	任	意	三枚を一束とし細目紙若しくは藁繩をもつて結束する
寒天原藻	俵	一俵	三七、五匁(二〇貫)	俵装は藁を用い兩小口には切藁にて覆い九縫以上繩掛をなし横繩廻り三ヶ所縦繩二條十文字掛とする
十、水産動物油	罐	一罐	一六、五匁(四貫四)	容器は凸凹の甚だしくないものを使い所定の缶蓋で密封し太繩(経四分)で縦横十文字掛とする
	ドラム缶	同	一八一、五匁(四八、四貫)	

00694

十一、水産肥飼料 叭 一叭 三七、五趾(一〇貫) 叭は良質のものを用い内容物脱漏の虞がないもの

同 同 四五趾(一二貫) 掛繩は三ヶ所横二ヶ所に各二條の掛繩をする

俵 一俵 三七、五趾(一〇貫)

同 同 五二、五趾(一四貫)

但し各製品とも荷造を完全になしづれも容器の外側に品目、重量、生産者の住所氏名又は名称を明示するものとする

別表口

水産物検査有効期間

品

目

有効期間

一、魚類乾製品

棒たら、開すけそうたら、素乾いわし、素乾きびなご、煮乾いわし、煮乾きびなご、煮乾あじ、開乾あじ 二箇月

みがきたら、すきみたら、みがきすけそうたら及び開たら(水分量三五%以下のもの) 五箇月

みがきたら、すきみたら、みがきすけそうたら及び開たら(水分量四五%以下) 一箇月

煮乾いわし(ちりめん) 丸乾いわし(上乾) 丸乾あじ(上乾) 丸乾さば、丸乾かれい(上乾)

開とびうお、開乾いわし、開乾のどぐろ、開乾かれい、開さば(水分量三五%以下のもの) 一五日 自五月一日 至一〇月三十一日 七日

丸乾いわし(半乾) 開さば(水分量五〇%以下三五%を超えるもの) 丸乾あじ(半乾) 丸乾かれい(半乾) 一〇日 自五月一日 至一〇月三十一日 七日

00695

二、魚類塩蔵品

塩蔵たら、塩蔵すけそうたら

三箇月

右以外の塩蔵品

一塩品

一箇月 自五月一日 至一〇月三十一日 二十日

三、いしか製品

のしするめ、刻するめ、塩乾するめ

一〇日 自五月一日 至一〇月三十一日 五日

塩蔵いか

五箇月 自六月一日 至八月三十一日 三箇月

四、乾えび(あみを含む)

三箇月 五月一日 二箇月 七月三十一日

五、塩辛製品

二箇月

六、水産物つくだに

一箇月 五月一日 二箇月 一〇月三十一日

七、ねり製品

一箇月 五月一日 二十日 一〇月三十一日

かまぼこ

自三月一日 至五月三十一日 四日

自六月一日 至九月三十一日 二日

自一〇月一日 至三月三十一日 五日

焼竹輪

同 五日

同 三日

同 六日

00696

訓令

鳥取縣訓令第十一号

鳥取縣立米子兒童相談所長

兒童福祉法第三十二條の規定により同法第二十七條第一項の措置をとる権限を委任する。

昭和二十五年七月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 八、水産物つけもの
- 九、海藻製品
- 十、水産動物油
- 十一、水産肥飼料

一箇月自五月一日十五日
至一〇月三十一日
三箇月
十箇月
六箇月

た。

昭和二十五年七月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、登録者の住所氏名 鳥取縣米子市中町二十番地 米子市長 野 坂 寛 治
- 二、市場の名称及び所在地 米子市營魚市場 米子市灘町一丁目一四番地 一五番地
- 三、登録番号 第一号

告示

鳥取縣告示第三百二十八号

昭和二十五年四月鳥取縣條例第九号鳥取縣魚市場條例第四條第一項の規定により次のものを魚市場として登録し

鳥取縣告示第三百二十九号

建設業法(昭和二十四年八月法律第百号)第八條の規定により次の者を建設業者登録簿に登録した。

昭和二十五年七月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00697

登録号

登録年月日

商号は名称

たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取縣知事登録 (S) 第一五七号	昭和二十五年 六月六日	株式会社下本組	西伯郡大高村大字尾高五三一番地	下本光雄
同 第一五八号	同	有限会社福田工務店	米子市道笑町二丁目一八九番地	福田孝壽
同 第一五九号	同	乃木組	米子市大谷町四六番地	乃木定善
同 第一六〇号	同 十日	福宮組	鳥取市吉方町八二四	宮脇憲次
同 第一六一号	同		氣高郡美穂村源太三九ノ一〇	谷口好治
同 第一六二号	同		鳥取市丹後片原町四四ノ二	池内源融
同 第一六三号	同 十二日	橋本組	東伯郡旭村大字久原五〇一	橋本一男
同 第一六四号	同	石橋組	西伯郡大幡村大字吉長五六ノ二	石橋孝次
同 第一六五号	同 十三日		岩美郡倉田村円通寺五〇一	中尾和成
同 第一六六号	同 十四日	大同工業有限会社	米子市塩町四三番地	永井 幸

鳥取縣告示第三百三十号

岩美地方事務所及び東伯地方事務所管内において縣稅檢査章、縣稅滯納者財産差押証票及檢稅吏自証を次のように返納並びに交付した。

昭和二十五年七月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00698

区分	番号	交付返納年月日	所属庁名	職名	氏名
縣稅檢査章	一一五	昭和二十五年三月六日返納	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	岡村惠太郎
同	一五	同 四月二十日同	同	同	高田 豊
同	一一六	同 五月三十一日同	東伯郡舎人村役場	書記	山田 勳
同	二〇〇	同 交付	同	同	池口 安隆
縣稅吏員証	四四	同 四月二十日返納	岩美地方事務所	鳥取縣事務吏員	高田 豊
縣稅滯納者	一二六	同 三月六日同	同	同	岡村惠太郎
財產差押証票	一五	同 四月二十日同	同	同	高田 豊

◇鳥取縣告示第三百三十一号

昭和二十二年閣令内務省令第一号第八條の規定により日野郡江尾町長の候補者につき覺書に掲げる條項に該当する者でない旨の確認を求むべき期日を次のように指定する。

昭和二十五年七月七日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

昭和二十五年七月八日から
同年同月十二日まで

◇鳥取縣告示第三百三十二号

身体障害者福祉法施行規則第三條の規定に基き、身体障害者が診断を受ける病院及び医師を次のように指定した。

昭和二十五年七月六日
鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00699

所在地	指定診療科名	施設名氏名	指定年月日
鳥取市西町	内科、外科、眼科、耳鼻いんこう科	鳥取赤十字病院	六月七日
同 本町一丁目	内科、外科、眼科、耳鼻いんこう科	鳥取縣立中央病院	以下右に同じ
岩美郡宇倍野村大字奥谷	内科、外科、耳鼻いんこう科	国立鳥取病院	
鳥取市古市	内科、外科	鳥取市立市民病院	
東伯郡倉吉町	内科、外科、眼科、耳鼻いんこう科	厚生病院	
同 三朝村大字山田	内科、外科	岡山大学放射能線研究所	
同 米子市西町	内科、外科、整形外科、眼科、耳鼻いんこう科	国立三朝温泉療養所	
同 弥生町	内科、外科、眼科	鳥取大学医学部附属病院	
同 皆生	内科、外科	米子鉄道病院	
八頭郡国中村大字久能寺	内科、外科、眼科	国立鳥取病院米子分院	
日野郡根雨町	内科、外科、眼科	済生会八頭診療所	
鳥取市瓦町北浦医院内	外科、整形外科	日野病院	
同 西町	眼科	伊達登紀雄	
同 新町	眼科	小田規矩之助	
同 本町	耳鼻いんこう科	牧野 真人	
同 魚町尻	耳鼻いんこう科	宇山 芳郎	
		山本 彰義	

00709

同	西町	耳鼻いんこう科	小田 大吉
同	瓦町	耳鼻いんこう科	吉田 璋也
同	賀露町	外科	櫻井 博
同	東品治町	外科、整形外科	松本 正威
同	岩美郡浦富町	耳鼻いんこう科	北村 正亮
同	本庄村	眼科	小畑 義次
同	津ノ井村	外科	村江 潤夫
同	岩井町	外科	井崎 太郎
同	八頭郡若櫻町	外科	村江 正民
同	丹比村	外科	柿坂 狷介
同	中私都村	外科	田中哲之助
同	佐治村	外科	井上 武
同	国英村	耳鼻いんこう科	太田 勇
同	智頭町	外科	桑田 岩雄
同	氣高郡大郷村	外科	岸本 春榮
同	神戸村	外科	山崎 武雄
同	青谷町	外科	福永 儀親
同	湖山村	外科	田中 敏夫

鳥取縣公報 第二千二百二十三号 昭和二十五年七月七日

(第三種郵便物認可) 一六

00701

同	寧木村	外科	谷川 鎮雄
同	青谷町	外科	岸田 耄
同	逢坂村	眼科	田中 俊一
同	東伯郡倉吉町	耳鼻いんこう科	増田 颯
同		外科	米増 保
同		外科	野島鉄之助
同		外科、整形外科	野島祐四郎
同		整形外科	北岡 信親
同		眼科	林 秀夫
同		耳鼻いんこう科	田中仁司旗
同		耳鼻いんこう科	田中 景彰
同	赤碕町	眼科	桐谷 信雄
同	松崎村	眼科	松田 盛像
同	矢送村	眼科	山下 象一
同	由良町	眼科	福島トラエ
同	上井町	外科	山元新太郎
同	下郷村	整形外科	川本 薫
同		外科	福井 卓

鳥取縣公報 第二千二百二十三号 昭和二十五年七月七日

(第三種郵便物認可) 一七

同	泊村	眼科	伊王野志津枝
同	西伯郡中浜村	外科	足立 利顯
同	境町	外科	稻賀 幸
同	同	眼科	小酒 丈夫
同	同	外科	池淵 正賢
同	外江町	外科	藪内 定榮
同	春日村	外科	山本 貞良
同	米子市加茂町	眼科	佐古 博愛
同	同	耳鼻いんこう科	山崎 幹夫
同	(博愛病院内)	外科、整形外科	星野 列
同	東町	眼科	錦織 雄吉
同	同	眼科	須山 秋子
同	東倉吉町	眼科	廣戸 節三
同	茶町	耳鼻いんこう科	林 昇
同	西町	外科	高島 義治
同	内町	外科	神 清一
同	中町(日曹診療所内)	外科	脇田 信一
同	日野郡 赤村	外科	足羽 敏行

鳥取縣告示第三百三十三号
鳥取縣木炭検査規則第三條の木炭検査吏員が検査の実務を行う場合の身分を示す証明書の様式を次のように定める。

昭和二十五年七月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

縦九糎 横六糎 厚紙色白

第 号	氏 名
木炭検査吏員之証	鳥取縣 〇
裏	昭和年月 日交付

鳥取縣告示第三百三十四号

鳥取縣木炭検査規則第三條の木炭検査吏員が検査の実務を行う場合の身分を示す証明書を次の者に交付した。

昭和二十五年七月七日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

吏員証番号 職名 氏名 勤務箇所 摘要
一 技術吏員 加納 英一 林務課

二	事務吏員	森山 亀清	同
三	技術吏員	横山 幹	同
四	同	安東 信	同
五	同	山崎 周作	同
六	同	向山 操	同
七	同	池田 博	岩美地方事務所
八	同	井本 正則	同
九	同	中野 虎藏	同
〇	同	西宮 光治	同
一	囑託	山内 正信	同
二	同	黒田松太郎	同
三	技術吏員	山田 実治	八頭同
四	事務吏員	壽村 正三	同
五	技術吏員	深田 良夫	同
六	同	大家 正治	同
七	同	西尾 武夫	同
八	同	小畑 米藏	同
九	同	福田 元吉	同

